

令和6年度

第1回宝塚市都市計画審議会議事録

日時 令和6年（2024年）5月21日（火）

午後2時から3時半

場所 宝塚市役所 4階 大会議室

及び各委員所属場所等

宝塚市都市計画審議会

1 審議会要旨

(1) 開催日時 令和6年(2024年)5月21日(火)午後2時から
午後3時半まで

(2) 開催場所 宝塚市役所4階 大会議室及び各委員所属場所等

(3) 出席委員等

本日の出席委員は、20人中15人(内オンライン参加3人)で、次のとおり。

〔会議室参集〕川口委員、坂本委員、持田委員、植松委員、松村委員、西井委員、鈴木地域交通官(石井委員代理人)、尾中委員、三坂委員、溝内委員、山下委員、田村委員

〔オンライン参加〕池田委員、寺本委員、竹田委員

定足数である委員の2分の1以上の出席があったので、宝塚市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき会議は成立した。

宝塚市都市計画審議会の運営に関する規程第5条第1項の規定に基づき、本日の議題に係る会議は公開であることを確認した。

(4) 会議の内容

ア 西井会長は、議事録署名委員として、16番尾中委員及び17番三坂委員を指名した。

イ 次の議題について審議を行った。

議題第1号 阪神間都市計画都市再開発等の方針について(事前説明)

2 会議要旨

(1) 議題第1号

【議題第1号「阪神間都市計画都市再開発等の方針について」】

市

(説明開始)

それでは、議題第1号「阪神間都市計画都市再開発等の方針について」をご説明いたします。本日は事前説明となります。

説明の順序としては、最初に都市再開発方針等の見直しの考え方についてご説明した後、都市再開発の方針(素案)と住宅市街地の整備開発の方針(素案)をご説明いたします。

そして、最後に今後のスケジュールについてご説明いたします。

最初に都市再開発方針の役割についてご説明いたします。

兵庫県では、都市再開発方針等として、都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針及び防災街区整備方針を定めています。

これらは、都市計画区域マスタープランの内容の一部を具体化するものです。

次に各方針の役割についてご説明いたします。

都市再開発の方針は、市街化区域内において、計画的な再開発が必要な市街地の健全な発展と秩序ある整備を図るため定めます。

住宅市街地の開発整備の方針は、大都市地域に係る都市計画区域において、住宅及び住宅地の供給の促進と良好な住宅市街地の開発整備を図るため定めます。

防災街区整備方針は、市街化区域内において、密集市街地内の各街区について防災街区としての整備を図るため定めます。

なお、密集市街地とは、老朽化した木造の建築物が密集しており、かつ、十分な公共施設が整備されていない市街地であり、防災街区とは、このような市街地に火事又は地震が発生した場合において、延焼防止上及び避難上確保されるべき機能を有する街区をいいますが、本市はこのような密集市街地の整備をすでに終えており、この方針を定めていません。

続いて、各方針の見直しの考え方についてご説明いたします。

これら3つの方針は、政令指定都市である神戸市をのぞき、県が都市計画決定しようとするものであり、概ね5年ごとに見直されています。

このうち宝塚市域については、県が示す見直しの考え方を踏まえて市が見直し、市の案として県に申し出ようとするものです。

まず、都市再開発の方針の見直しの考え方ですが、ここにでてくる再開発促進地区については、概ね5年以内に面的整備等が実施される一団の街区とお考えください。

計画的な再開発を促進するため、この再開発促進地区などにおける事業の進捗や住民のまちづくりの意識の変化を踏まえて見直しを行うものです。さらに、地域連携型都市構造の実現に向けて、特に鉄道駅周辺等の拠点となる地区においては都市機能の強化・維持を図ることを視点として見直しを行うものです。

次に、住宅市街地の開発整備の方針の見直しの考え方ですが、安全安心の基盤の上に、多様な世代や地域が支えあい、いきいきと自分らしく暮らせる住生活の実現に向け、令和4年3月に改定された兵庫県住生活基本計画に定める住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域においては、土地利用の状況、面的整備事業の実施可能性、公共施設の整備状況及び将来の見通し等を総合的に勘案し、重点地区を位置づけ、良好な住宅市街地の開発整備を推進するものとしています。

続いて、各見直し素案について、ご説明いたします。

まず、都市再開発の方針についてご説明いたします。

図中の水色の線は計画的な再開発が必要な市街地としている区域です。

この区域は、昭和45年の区域区分の当初決定のベースとした昭和45年国勢調査における人口集中地区、いわゆる45DIDを基本として定めています。

これ以降、この区域以外で人口集中した、例えば、山手台やラビスタ宝塚などのエリアについては、一定の制限のもとで計画的に開発され市街化が形成されたものであるため、これらのエリアを再開発が必要な市街地に含むような区域の変更はございません。

赤色部分は、再開発促進地区と呼ばれるもので、先ほど説明した水色の区域の中で、単に道路などの都市施設の整備だけでなく、周囲の面的整備事業なども含めるような一体的、かつ、総合的に実施し再開発を促進すべ

き街区であり、概ね5年以内には実施予定のものを指定するものです。

今回の見直しにおいては、事業の進捗や住民のまちづくりの意識の変化を踏まえて4カ所を除外する予定です。

具体的には、市役所周辺地区は新庁舎及び広場の整備が終了したため、除外します。

安倉北地区は、土地区画整理事業が完了したため、除外します。

中筋J R南・第2地区、中筋J R南・西地区については、地元有志などによる整備推進委員会が設立されるなど、土地区画整理事業実施が見込まれるものとして指定していましたが、同委員会の活動が休止されるなど、実施の見込みが乏しくなったため、赤色の区域としては一旦除外し、次に説明しますオレンジ色の区域に塗り替えています。

このオレンジ色で着色された部分は、特に課題の集中がみられる地域、いわゆる課題地域です。

課題地域は県が独自で定める事項で、計画的な再開発が必要な市街地内で住工混在、老朽住宅の密集、公共施設の不足等、整備課題が集中している地域を指定するものです。

この課題地域の変更概要については、エリアごとに次ページ以降でご説明いたします。

それでは、課題地域の変更概要について、ご説明いたします。

最初に宝塚中心市街地周辺 宝塚中心市街地地区です。

今回の見直しにより、立地適正化計画及び都市再生整備計画に合わせて区域を縮小します。

変更理由は、2棟のタワーマンションが建設されるなど、定住人口が急激に増加し、また人口構造やエリアの環境が変化しており、これまでの商業、観光産業を中心としたまちづくりから、地域コミュニティも含めた多様性のある、人を中心としたまちづくりへ変化する必要性が生じています。

このことから、整備方針は、河川敷や道路、公園での社会実験を経て、既存の公共施設などをより有効に活用できるような河川包括占用やほこみちの指定、滞在快適性等向上区域の指定を目指します。

続いて、宝塚中心市街地周辺 市役所周辺地区です。

以前は、再開発促進地区としていましたが、市庁舎の完成に伴い事業が完了したことから、今後に向けて立地適正化計画に合わせた区域を課題地域として新規に位置付けます。

変更理由は、末広中央公園等の整備後、長期間が経過し、社会環境の変化や市民のニーズの高度化・多様化に対応していく必要がありますが、人口減少社会や少子高齢化により、市だけではこれ以上、公園を整備管理していくことが限界であることも踏まえながら、公園の再整備を検討していかなければなりません。

このことから、整備方針は、公園等の再整備、市庁舎を中心とした公共施設が立地する、いわゆるシビックゾーンにおける幅広い民間活力の導入により、より効率的な整備管理や民間ならではのアイデア活かしていくことを目指す。としています。

続いて、宝塚中心市街地周辺 安倉西地区です。

安倉西地区は大規模な工場から住宅地等への土地利用転換が、概ねなされたため、課題地域から除外します。

次に売布周辺 市立病院周辺地区です。

市立病院の建替え検討に伴い課題地域に新規に位置付けます。

位置づけの理由は、市立病院が老朽化しており、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、将来における医療環境の変化を見据えた、市立病院の建替えが課題となっています。

このことから、整備方針は、地域医療体制の構築を図り、地域における中核的医療を行う基幹病院として、現地建て替えを含めた検討を行う。としています。

続いて、小林駅周辺 高松町周辺地区です。

防災上や居住環境面での課題が市の密集整備事業の完了により、一定解消されたため、課題地域から除外します。

最後に、山本周辺 中筋 J R 南・第 2 地区、中筋 J R 南・西地区です。

この 2 地区は再開発促進地区から除外し、生産緑地と良好な住宅市街地との調和が必要な地域であるため課題地域に新規に指定します。

中筋 J R 南・第 2 地区は、当地区周辺は植木産業の拠点であり、植木生産地と住宅地の混在が顕著化し、スプロール化が進行しています。

そのため、市街化区域内に良好な都市環境を創出することを整備方針としています。

また、中筋 J R 南・西地区について、当地区は J R 中山寺駅南西に位置し、植木産業の拠点であり、植木生産地と住宅地の混在が顕著化しつつあるため、生産緑地と良好な住宅市街地との調和を図りながら、駅前の立地特性を活かした土地利用を進めていく必要があるため、生産緑地と住環境が調和した土地利用の推進を図ることを整備方針とします。

次に、住宅市街地の整備開発の方針についてご説明いたします。

この方針の見直しにあたっては、令和 4 年 3 月に改定された兵庫県住生活基本計画と整合させる必要があります。

同計画において、住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域、いわゆる重点供給地域として、宝塚山手台地区、仁川団地地区の 2 地区を位置付けているため、引き続き重点地区として定めておく必要があることから、住宅市街地の整備開発の方針の変更はございません。

最後にスケジュールについてご説明いたします。

再開発方針等については、本日の審議会の後、来年 1 月に市素案閲覧、市素案申出を行い、令和 7 年 4 月に市案の申出を行う予定です。

その後、公聴会、法定縦覧等を行い、令和 8 年 3 月に都市計画決定される予定です。

以上で、議題第 1 号「阪神間都市計画都市再開発等の方針について」のご説明を終わります。

質疑応答

- 会 長 それでは、議題第1号「阪神間都市計画都市再開発等の方針について」の説明が終わりましたので、ご質問等を賜りたいと存じます。
第1号議案は事前説明です。後日、諮問として審議されることとなります。
- 委 員 基本的に異論はありませんが、宝塚中心市街地周辺では新しく立地適正化計画と都市再生整備計画に合わせて区域を縮小するとなっていますが、一部北側と南側に膨らんでいるところがあるのはなぜですか。
また、ほこみちの指定や滞在快適性等向上区域の指定を目指されていくということですが、どこを指定しようとされているのですか。
- 市 立地適正化計画の冊子の19ページをご覧ください。
立地適正化計画においては、拠点である鉄道駅と市役所周辺を都市機能誘導区域に定めています。
課題地域は立地適正化計画の都市機能誘導区域と整合させています。
河川包括占用やほこみちの指定、滞在快適性等向上区域の指定については、まだ具体的に場所を指定するような段階ではなく、現在は人を中心としたまちづくりに向けて社会実験等を行っています。
また、ほこみちの指定等を行うとすれば都市再生整備計画を立案していくという手続きも必要になります。あくまで目指すということで、これを整備方針として掲げています。
- 会 長 立地適正化計画の中の都市機能誘導区域というのは、どのようなことを目指している区域かということをもう少し補足していただけますか。
都市再開発の方針とはどのように整合する話になっているのかという話だと思います。
- 市 立地適正化計画の冊子18ページの誘導施設についてというところが分かりやすいかと思います。
都市再生特別措置法で、都市の居住者の協働福祉であり利便のために必要な施設を誘導施設と規定しており、これらの施設を拠点施設に誘導していきたいという区域を設定しているものです。
- 委 員 膨らんだ部分について、北側はともかく南側は立地適正化計画の都市機能誘導区域に入っていないのに新しく増えているのですが、これについてはいかがでしょうか。
- 市 中心市街地の中で文化芸術センターを整備した際に、都市再生整備計画で第2期中心市街地として、エリアに入れていた区域となります。
立地適正化計画の都市機能誘導区域と都市再生整備計画を包括したエリアを、今回の都市再開発方針でのエリアの範囲としています。
- 委 員 都市再生整備計画で文化芸術センターの部分が入っているということですか。

- 市 文化芸術センターが地域の拠点となる施設として、都市再生整備計画でエリアを設定していますので、そこも重複した形でこの都市再開発の方針のエリアを決定しております。
- 市 簡単に言いますと、都市再生整備計画か都市機能誘導区域のどちらかが入っていれば区域に入れているということです。
- 委員 小林周辺が除外されたのは、防災上や居住環境面での課題が解消されたからだと思うのですが、どのようなことをして課題を解消したのかご説明をお願いします。
- 市 高松町周辺地区を定めていましたが、密集市街地整備事業で市の面整備が一定完了しましたので課題地域から除外しました。
細かな課題が残っているというご指摘もあるかと思いますが、市の事業については一旦完了したうえで、例えば、狭あい道路などの課題等については、生活道路整備条例で整備しつつ解決していくため、改めて課題区域として設定する必要まではないのではないかという考えから除外しています。
- 委員 山本周辺は再開発促進地区から除いて、課題地域に新しく指定するということですが、土地区画整理事業が休止になったことによって今後の方針に影響はないのでしょうか。
- 市 これらの地域は、地元の意識が盛り上がり組合施行で土地区画整備事業を行うという機運が出ておりましたが、一旦活動が休止されたという事を市が把握したため、再開発促進地区からは一旦外して課題地域に指定するものです。
こういったところについては、今なお生産緑地と住宅地が混在しているということもございますので、生産緑地の数の違いも含めて、両地区の若干書きぶりを変えておりましたが、課題地域として位置付けているものです。
なお、市の事業として面整備事業をするという方針は現在ございません。
組合で区画整備事業をするという事であれば、伴走支援をさせていただき、実現していこうというのが大きな方針です。
- 会長 今回、都市再開発の見直しの中で、特に課題地域の変更理由や変更後の整備方針をご説明していただきました。
これは方針ですので少し具体性には欠けるのですが、基本的な整備の考え方を提案していく案件と理解した範囲でご質問やご意見をいただきたいと思います。
- 市 先ほどの事務局からの説明の中に少し齟齬があったので、修正させていただきます。
スライドの11ページの売布周辺地区の中にある、安倉北地区の再開発促進地区の除外についてです。
先ほど「土地区画整理事業が完了したため」とご説明しましたが、正しくは、「今年度末の令和7年3月に完了する見込み」です。

- 委員 議題書の1－5の計画的な再開発が必要な市街地の整備方針についてです。現在色々な社会実験をされているところかと思いますが、河川包括占用やほこみちの指定、滞在快適性等向上区域の指定というのをもう少し詳しく説明してください。
- どのように利用されようとしているのかという事と、ここは人口規模の割には公共施設がないことをまちづくり協議会も問題にされているのですが、シビックゾーンをどのように活用しようと考えておられるのかということをお教えください。
- 会長 ではまず、議題書の1－5の滞在快適性等向上区域の指定について、どのような指定を受けることによってどのような整備の形ができるのかということのご説明をお願いします。
- 市 まだ具体的に見える形ではありませんので、他の市町村で実現化されている事例をもってご説明させていただきます。
- 道路、河川敷や公園などの公共空間を、人が通ることを目的とした道路であったり、水を流すために必要な河川敷であったり、憩うための広場という機能だけではない多様な使い方ができる空間にしていきたいと思いますという事で、例えば道路ですと道路法の規制を緩やかにするための「ほこみち」という制度がございます。
- さらに、民地と道路の空間を一体的に使うためにはどうすればいいかという時に、手段の一つとして、滞在快適性等向上区域の指定をして、民地であっても公共性の高い空間として使えるようにしつつ税の軽減をしていこうというものがあります。
- 具体的にどこから実現できるのかという事は、まだまだこれからです。実現するには、やはり公共空間を使ってくれる人が必要ですので、現在は武庫川の河川敷を使って何かイベントをやりたい人を市民から募って、社会実験として河川敷を有効活用するワークショップを行っている最中です。
- これがどのように組織立って、皆が使いやすい場所にする為の公共空間の規制の緩和に繋がっていくのか、宝塚市の場合はまだまだこれからというところでは。
- シビックゾーンについてはスライドの9ページをご覧ください。
- 市役所周辺にまたがるエリアの事を都市計画マスタープランでシビックゾーンと位置付けており、こちらについては制度の名前ではなくエリアの名前です。
- 委員 民地での公的な活用というように理解しましたが、今ですとタワーマンションの公開空地なんかを使っていきたいということでしょうか。
- また、サンビオラの防災用の空地なんかも活用する可能性を模索されるという事でしょうか。
- 市 タワーマンションの公開空地については既にオープンスペースとして公開されたエリアですので、必ずしもそこをターゲットにしているという事ではなく、例えば道路の周辺のスペースという事であれば別に公開空地に限ったこと

ではありません。

委員 シビックゾーンについて、議題書1-6で「公園等の再生備、シビックゾーンにおける」というところがあります。

ここへの民間活力の導入を目指されているということですが、末広中央公園と市役所のところの新しく整備された公園くらいしかないように思うのですがその事でしょうか。

会長 ここで言うシビックゾーンというのは、市役所周辺だという事で個別のどの公園を整備するということまでは特定が至っていない状況だと思います。

あくまでも整備の方針という事でこのような使い方をされているのだと思います。

市 課題地域として、市役所周辺の公園という事であれば末広中央公園になるかと思えます。

一つの考え方としては、人口減少社会を迎える中で、これ以上公共だけで管理していくことには限界があるため、民間活力の導入を図りながら整備の効率化や民間活力の導入による多様な使い方という事も模索していきたいという思いから整備方針で定めているものです。

ここから具体的にどのような整備をするのか、どのような民間活力を導入するのかなどの個別具体的なことまでは、この計画で定めていません。

委員 パークマネジメント計画などと整合させていく考えなのでしょうか。

市 パークマネジメント計画の中でも、末広中央公園或いは市役所のエリア全体で民間活力を導入することで何ができるのかという事はすでに庁内でサンディングされているところです。

現在、市役所側のエリアと左岸側のスポーツセンター等があるエリアが入っていますが、将来的にはエリアとして維持管理も含めてどのようにしていくことができるのか、行政として考える必要があるという状態です。

委員 議題書1-7の売布周辺地域の清荒神売布中山寺このあたりの歴史的なまちなみの保存というところなのですが、清荒神地区については大変窮迫していると実感しているのですが、ここについては、かなり前から必要性が言われ続けていますが、これについて何か特別に手を打つような動きはあるのでしょうか、他と同じ進度なののでしょうか。

市 スライドの11ページの上の方の図面で、清荒神駅北地区を課題地域としてその周辺地域も含めておっしゃられているのかと思うのですが、清荒神地域につきましては、密集市街地整備の事業として阪神大震災後一定の整備はされています。

それが十分なのかというご意見もあろうかと思いますが、一旦は完了しています。

その中で駅周辺地区を課題地域として残しているのは、この部分が鉄道駅周

辺としてバスロータリーがないというところを課題と考えております。

委員 議題書の1-7の一番下の変更理由で、市立病院の建替え検討に伴い新規位置づけをするとあり、現在は建て替え候補地が出ている段階で決定については本年度中になると聞いていますが、この計画とのタイムラグが気になります。

色々な決定とのタイミングがあると思いますが、一応位置づけておくという理解でしょうか。

市 市立病院は整備する方針としていますが、現地建て替えか、移転建て替えかはまだ決定していません。

候補地が決まっておらず、併せて整備についても計画から建築工事まで含めて約7年必要としています。

今回そのような中で、再開発促進地区で定めるか課題地域で定めるか議論がございましたが、今回は課題地域に位置づけています。

委員 分かりました。

会長 ご質問にあったシビックゾーンでの公園の整備について、他の地域では公園の中に民間活力を導入しています。

公園が憩いの場であるという事をベースに置きながら、管理なども考えてより広い人たちに公園を利活用していただきたいという趣旨で、民間の事業者に入っていて、レストランですとか軽食ができるような集客施設を置いて、その公園の管理と一体的な形で運用していくというような、公園の新たな管理の方法といいますかマネジメントの方法で、結果的にいろいろな利用者の利活用が促進されています。

にぎわいも公園を拠点としていくというお話では、福山市は街の都心全体を公園化していきましようという構想の中でプロジェクトを検討されています。

どんな公園でも良いというほど甘くはないと思いますが、検討に値する部分だと思います。

具体的な検討はこれからだと思いますが、そういった発想で新たな整備や管理を考えることは宝塚にとっても非常に良いことではないかと思います。

今後も引き続き検討していただきたいと思います。

委員 スライドの11ページの整備方針の説明で、「現地建て替えと移転建て替え」の「移転建て替え」の部分が聞こえなかったのですが。

市 説明の中では、言葉を絞って「地域医療体制の構築を図り、地域における中核的医療を行う基幹病院として、現地建て替えを含めた」というようにご説明いたしました。

委員 分かりました。

委員 阪神間都市計画都市再開発等の方針というのは、今後5年間で開発もしくは

何らかの整備をしなければならぬ可能性がある部分を出しただけで、区域の指定についてはパターンがいくつかあるような気がします、それぞれの根拠が良く分かりません。

例えば、良好な住環境というように色々書かれていますが、具体的に何をどう目指して、何を以て良好な住環境と定義しているのか、よく見えてこないです。

市民委員として会議に入っていて、今の説明だと具体的にどう質問していいのか分からないので、もっと具体的にそれぞれの場所の問題と課題を示していただいたうえで、指定しますというように説明していただければと思います。

ただ、今のご説明を聞いていると、そういった議論はこの場ではなく別の場であるものなのかとも思いましたが、それでしたら市民委員がこの場にいる理由は何なのかとも思います。

市 例え、再開発の方針については再開発促進地区と課題地域に分けています。

区域については、必ずしも公共が実施する事業だけではなく、民間事業も含めて指定をするものです。

その中で、再開発促進地区はほぼ事業として実施する見込みがある、または概ね5年以内に事業を開始するものです。

課題地域は、具体的な整備が計画としてあるわけではないというところです。

整備方針については、それぞれ基本的なものを記述しておりますが、個別具体的な方針は必要に応じて、それぞれの審議会などで審議されると思います。

会 長 事業ベースで中身を審議するというものではなくて、このように従来から取り組んでいる再開発の地区の整備の方針や進捗状況や現地状況に合わせてその中から見直すということをしています。

基本的な整備方針として、例えば再開発促進地区から課題地域になったとしても整備方針の根幹な部分は、あまり変わるわけではなく、むしろこういった動きに注視しています。

都市計画審議会としては、そこをチェックしているのだとご理解いただければと思います。

冒頭に話したまじとおりに、変更理由や整備方針の表現について、変更の中身や、将来像がイメージとして沸くような表現に出来ないか、ということについては、アイデアがあればご発言いただき、次回の諮問の時に改めて議論することになるかとも思います。

この場で審議することが難しければ、後で事務局に伝えていただいても良いかとも思います。

それを次回の都市計画審議会の中で議論していただければと思います。

委 員 課題地域というのは、課題を改善したいので指定したいということですね。具体的な課題の説明が事務局から無いので、質の良いといわれても分かりませんし、改善策も課題にあっているかどうか分からないため意見のしようがありません。

- 会 長 課題を議論する場ではないため課題についての説明は要約されています。
- 委 員 課題を具体的にどうするかは、それぞれの地域にお住まいの方が必要な情報を貰った上で民主的な場で決めるべきだと思いますが、今の情報量で、これで良いですかと言われても分かりません。
- 市 今回は事前説明という事で、全ての内容をご説明しきれていない部分もございますが、お配りしている議題書に各地域のシートを用意させていただいており、その中に説明のスライドよりも細かく現状と課題を書いております。
- 会 長 もう一度議題書を読んでいただき、全項目を見ていただく中で、言い回しや、言葉が気になる所など、不明な部分があれば具体的に列挙していただくという事は、不明な部分をより少なくするために必要な作業だと思いますので、協力していただければと思います。
その他にはございますか。
- 会 長 本日のような議題は都市計画審議会にはよくありますが、基本的な考え方や整備の方針は、上位計画を定期的に見直しする中で出てくる案なので、個別の事業に対する審議とは少し違います。言葉や表現方法がやや抽象的な部分が多いのは確かですが、将来どのようにしていくかという時に、都市計画事業としての専門的な事業手法のようなものも、頭に描きながら地区に落とし込んでいくという事もあります。
はじめに聞いただけではピンとこないというのは当然のことなので、キャッチボールの回数は少ないですが、それをしながら都市計画審議会をして意見を付してしていくということかと思います。諮問まで時間もあるので、もう一度議題書を見ていただき、何かあれば事務局の方に出していただければと思います。
それでは議題第1号は終了いたします。
- 会 長 以上をもちまして、本日の審議会を閉会いたします。
長時間ご審議をいただき、ありがとうございました。

－以上－